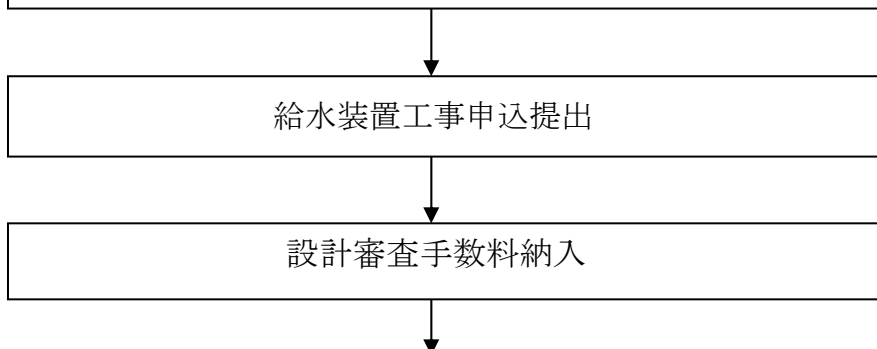
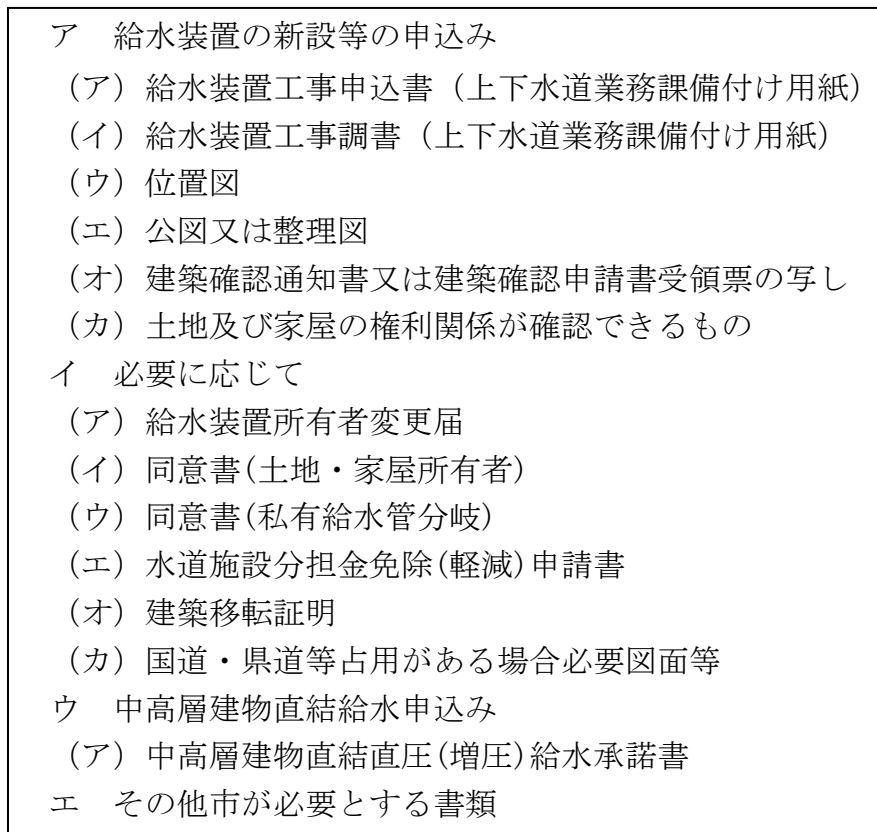


第6章 給水装置  
工事事務手続

## 第6章 給水装置工事事務手続

### 1 給水装置工事申込み

- (1) 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。（条例第5条）
- (2) 給水装置の工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者（法第25条の3の2の指定の更新をした者を含む。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。（条例第8条）
- (3) 給水装置工事の申込書等は所定のもので申請すること。



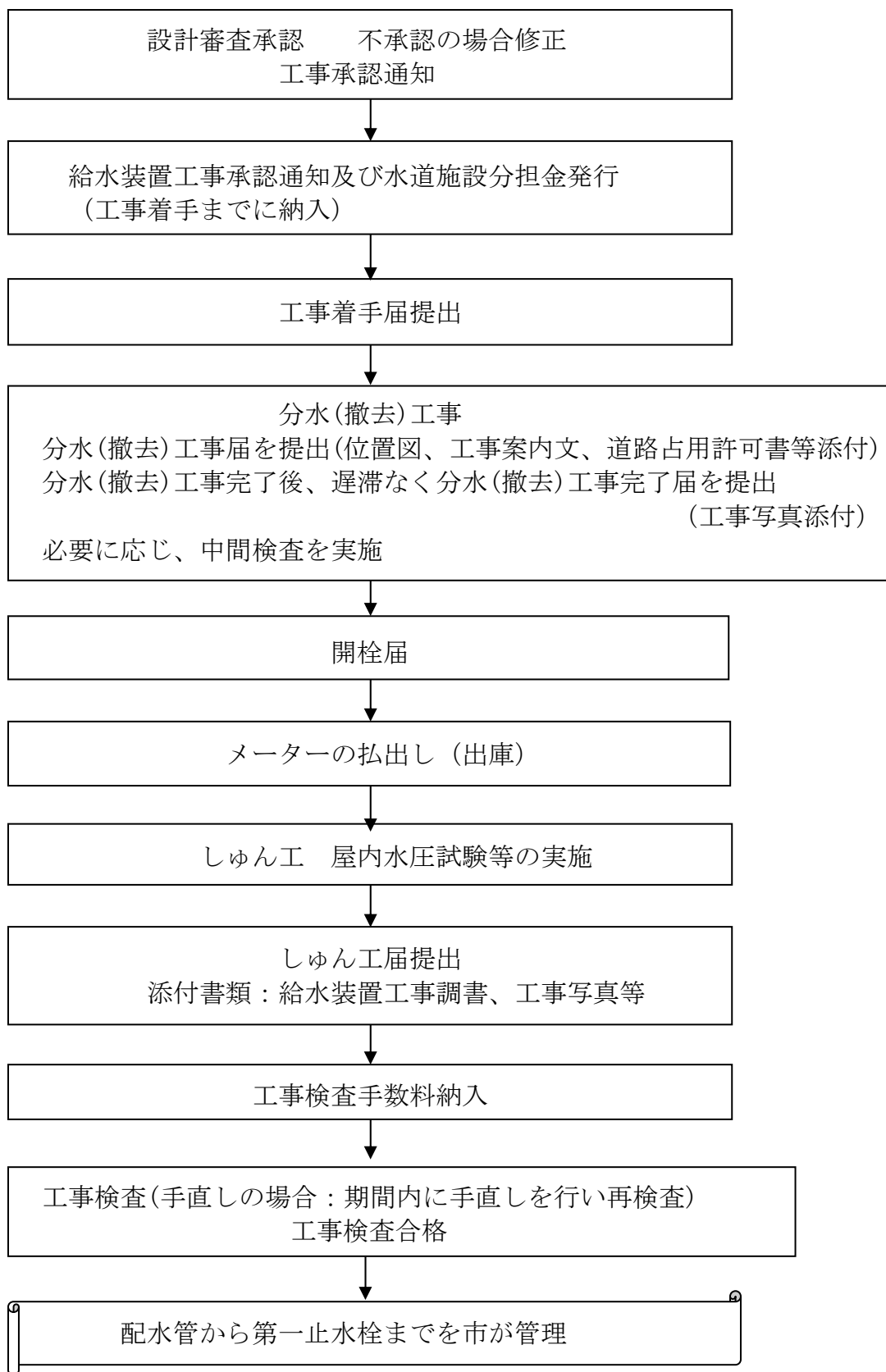


図6-1 給水装置工事事務手続及び提出書類フロー

## 2 給水装置工事申込書の記載事項

給水装置工事申込書は、市指定用紙(上下水道業務課備付け用紙)を使用し、作成すること。

### (1) 申込書の記入事項

- ア 給水装置設置者(申込者)
- イ 住所は、現在住んでいる住所を市町村から正確に記入すること。
- ウ 氏名に「フリガナ」を記入すること。
- エ 共有物件で申込者が複数の場合は、代表者を選択すること。
- オ 給水装置設置者欄に個人・任意の団体は署名、法人・官公庁は代表者印(記名+印)とすること。
- カ 印鑑は、必ず朱肉を使用すること。
- キ 電話番号は、業務時間内に連絡の取れる番号を記入すること。

### (2) 設置場所

- ア 地番は、代表地番を記入すること。(住民登録を予定されている地番等)
- イ 土地区画整理事業地内での申込みは、仮地番、区画整理名、街区番号等を記入すること。

### (3) 土地・家屋所有者

給水装置設置者(申込者)と土地・家屋の所有者が異なる場合に記入すること。

### (4) 工事の種別

#### ア 新設

- (ア) 給水管が布設されていない所にあ新たに布設するもの。
- (イ) 既設の給水管が有りさらにメーターを追加するもの。(2世帯住宅など)  
ただし既設メーターの部分は「改造」
- (ウ) 止水栓まで(分水工事)  
申請地(土地)に第一止水栓まで給水管を布設するもの。
- (エ) 止水栓から  
申請地(土地)に第一止水栓(分水工事済)まで施工してあり、その土地に住宅等を新設するもの。

#### イ 改造

既に給水管が布設されているものを増径・位置変更・増設するもの。  
(増径する口径及び既設のメーター番号を記入すること)

#### ウ 撤去

給水管を配水管から撤去するもの。

#### エ 修繕

現状の給水装置を修繕するもの。

(5) 給水装置の種類

ア「専用」は、1戸または1カ所で専用するもの

⇒ 散水栓用に単独で給水を受ける場合は、「専用」とする。

イ「共用」は、2戸以上の共用又は公衆の用に供するもの

⇒ 市のメーター1個に対し子メーターを使用しないで給水を受ける。

(6) 建物の種別

「その他」の場合はその用途（工場、散水栓、工事用、店舗等）を具体的に記入すること。

(7) 使用用途

「その他」の場合はその用途を具体的に記入すること。

(8) 給水の方法

ア「直圧」（直結直圧給水）は、配水管の圧力をそのまま利用して給水する方法

イ「増圧」（直結増圧給水）は、給水管の途中に増圧装置（ポンプ）を設置して給水する方法

ウ「受水槽」（受水槽給水）は、水道水をいったん受水槽にためてから給水する方法

⇒ 別途「貯水槽水道施設調査票」を添付

3 給水装置工事申込書の添付書類

(1) 給水装置工事調書

ア 給水装置工事調書は、市指定用紙(上下水道業務課備付け用紙)を使用し、作成すること。

イ 給水装置工事調書は、表面に使用資材、製造業者、品番及び裏面に平面図及び展開図を正確かつ簡潔明瞭に記載すること。

ウ 改造及び増設工事は、原則全ての既設給水装置を記載すること。

エ 給水装置を撤去する場合は、給水装置工事申込書、撤去位置図を提出し、給水装置工事調書を省略することができる。

オ 給水装置工事調書の記載方法

(ア) 調書(A)に、配水管より第一止水栓及びメーターまわりまでを記入し（受水槽がある場合は、受水槽まで）、メーター以降（受水槽がある場合は、受水槽以降）は調書(B)に記入する。

集合住宅で受水槽有の各戸検針を行う場合は、調書(A)にメーター前後の配管（共通の場合は代表例1つ）を記入すること。

(イ) 設置場所、土地区画整理地内は仮換地地番も記入すること。

(ウ) 給水装置設置者（申込者）住所、氏名を記入すること。

- (エ) 工事種別の欄には、新設・改造・撤去を記入すること。
  - (オ) 分水口径、メーター口径及び配水管の管種・口径等を記入すること。
  - (カ) 受水槽がある場合は、有効容量を記入すること。
  - (キ) 指定給水装置工事事業者名欄には、指定工事事業者名、指定番号及び住所、電話番号を記入すること。
  - (ク) 給水装置工事主任技術者名欄には、主任技術者名を記入すること。
  - (ケ) 設計欄は使用資材、製造業者、品番を配水管から順次記入すること。
  - (コ) しゅん工（変更分を記入）欄は、工事完成時、当初（設計時）との変更資材分を記入、また、変更がない場合は記入しない。
  - (サ) 受水槽がある場合は、受水槽容量を記入すること。
  - (シ) メーター口径 13 mm で 2 階に給水する場合、誓約書（水量不足）の給水装置設置者及び給水装置使用者欄（給水装置設置者と同一であれば同上と記入。）に個人・任意の団体は署名、法人・官公庁は代表者印（記名+印）とし、提出すること。
  - (ス) 官民境界民地側概ね 1 m 以内にメーターを設置できない場合、誓約書（維持管理）の給水装置設置者欄に個人・任意の団体は署名、法人・官公庁は代表者印（記名+印）とし、提出すること。
- (2) 位置図（A 4 サイズ）
- ア 設置場所が確認できる図面（住宅地図等）
    - (ア) 給水装置工事場所は、朱書で囲むこと。
    - (イ) 北方位を図面上に示すこと。
- (3) 公図（法務局）又は整理図
- ア 現況に合ったものを提出すること。（コピー可）
  - イ 区画整理地内は、仮換地図（街区が確認できること）
- (4) 建築確認通知書又は建築確認申請書受領票の写し
- 申請者、住所、地番が記入してあるもの
- (5) 同意書（土地・家屋所有者）
- 給水管の布設場所の設置者と土地・家屋所有者が異なる場合は、土地所有者及び家屋所有者欄に個人・任意の団体は署名、法人・官公庁は代表者印（記名+印）とし、提出すること。
- (6) 同意書（私有給水管分岐）
- 私有の給水管より分岐する場合は、私有給水管所有者欄に個人・任意の団体は署名、法人・官公庁は代表者印（記名+印）とし、提出すること。
- 注）各同意書は、次のことに留意すること。
- ア 給水管が破損した場合や譲渡・売買等により所有者が変更された時に問題が起る場合があるので、内容を十分に説明すること。

- イ 土地所有者、家屋所有者、私有給水管所有者と申込者の契約となるので、双方同意書等交わすこと。
- (7) 給水装置所有者変更届
  - ア 「改造」の申込みで、所有者が変わる場合「給水装置所有者変更届」（第10号様式）の提出が必要になる。
    - なお、旧所有者が遠隔地に居住する等の理由により旧所有者欄に署名等を求めることが困難な場合は、売買契約書の写し、又は登記簿謄本等の写しを添付すること。
  - イ 上記以外で、土地、家屋の売買等により給水装置所有者が変わった時は給水装置所有者変更届の提出が必要となる。
- (8) 水道施設分担金免除（軽減）申請書
  - 水道施設分担金免除（軽減）を受けられる場合
    - ア 生活保護法の規定により生活扶助を受けている者。（全額）
    - イ 同一市内で既存の家屋等を移転し、又は改造する場合で、既設の給水装置を廃止し、新たに同じ口径の給水装置を1年以内に設置して給水を受けようとするとき。（全額）
      - この場合、既設分水の撤去工事を申込者負担で施工することとなる。
    - ウ 昭和48年4月30日以前から引続き春日井市内に在住し、自己の居住する住居に給水装置を新設しようとするとき。（20,000円（消費税含まず））
- (9) 建築移転証明書
  - 水道施設分担金免除（軽減）申請書を提出する場合で土地区画整理事業等に関して建物を移転する場合に提出（発行は、土地区画整理組合等）
- (10) 中高層建物直結直圧（増圧）給水承諾書
  - 給水装置工事申込時
- (11) 道路等占用許可申請
  - ア 占用許可申請
    - (ア) 道路
      - 道路法第32条により、道路管理者の許可を受ける。
        - ① 国道 国土交通省管理
        - ② 県道 愛知県尾張建設事務所管内図
        - ③ 市道 春日井市道認定道路
        - ④ その他の公道 上記以外で、公図上道路となっている道路
    - (イ) 河川
      - 河川法第24条及び第26条の規定により河川管理者の許可を受ける。
        - ① 愛知県管理 愛知県尾張建設事務所管内図
        - ② 春日井市管理 上記以外の河川

(ウ) その他 用水等

(エ) 道路使用許可申請

道路交通法第77条の規定により、所轄の警察署長の許可を受ける。

(オ) 他の占有者との協議

他の埋設物（電気、ガス、NTT等）の占有者とその埋設物の種類、規模、深さ等を事前に協議をする。

イ 占有許可申請に必要な書類

占有許可申請書は許可されるまでの期間を考慮し、余裕をもって提出すること。占有に必要な書類は次のとおり。（作成は指定給水装置工事事業者とする。）

(ア) 道路

① 国土交通省管理

道路占有許可申請書に添付する書類（位置図、平面図、断面図、舗装復旧断面図、事故発生時の緊急連絡先系統図、工事箇所写真、交通規制図、理由書、公図、工程表）を3部及び道路使用許可申請書2部作成すること。

市が国土交通省へ代理申請する。

② 県管理

道路占有許可申請書に添付する書類（位置図、平面図、断面図、舗装復旧断面図、工事箇所写真、交通規制図、公図）を3部及び道路使用許可申請書2部作成すること。市が県へ代理申請する。

(イ) 河川

① 県管理

県指定の様式にて河川占有許可申請書（管理者が必要とする書類を添付）を3部作成すること。市が県へ代理申請する。

(ウ) その他

管理物の管理者が国、県以外の場合は給水装置設置者が申請し、許可を得ること。

(12) 受水槽給水計算書及び受水槽図面等

次の計算方法によること。（集合住宅で受水槽を設置する場合）

受水槽給水計算方法

○住宅規模別使用人員

1DK・1LDK 1～1.5人/戸      2DK・2LDK 3.0人/戸



3DX・3LDK      3.5人/戸      4DX・4LDX      4.0人/戸  
 ○ 1人当たり1日平均使用水量      250L/人

計算式

- ① 使用人数      住宅規模別使用人数×戸数
- ② 計画1日使用水量      使用人員×250L/日
- ③ 受水槽容量（有効容量）      計画1日使用水量×5/10

※集合住宅以外の場合  
 計算根拠を明示すること

#### 4 水道施設分担金

新規に給水装置を設置する場合又は、現在使用している給水管（メーター）の口径を大きく（増径）する場合に水道施設分担金の納付が必要となる。

また、水道施設分担金の入金確認ができないと、分水工事を施工することができない。

ただし、配水管から第一止水栓までの工事のみを行う場合は、水道施設分担金を納付する必要がないので設計審査が承認されれば分水工事を施工することができる。

##### (1) 水道施設分担金算出方法

水道施設分担金一覧表（消費税含10%含む）

メーター口径	分担金（円）	メーター口径	分担金（円）
13mm	66,000	50mm	1,228,700
20mm	144,100	75mm	3,070,100
25mm	236,500	100mm	6,669,300
30mm	344,300	150mm	18,234,700
40mm	728,200	200mm	37,736,600

ア 一般住宅は、設置するメーター口径の分担金を徴収する。

イ 2世帯住宅等で、メーターが2個設置される場合、それぞれのメーター口径の分担金を徴収する。

ウ 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計算することとなる集合住宅等の場合は、各戸の給水管と同一口径のメーターが、それぞれ各戸に設置されたものとみなして分担金の合計額を徴収する。

ただし、集合住宅等全体を1戸の使用水量とする場合は設置するメーター口径の分担金を徴収する。

エ メーターの口径を増径する場合は、新メーターに対応する分担金と旧メーターに対応する分担金の差額を徴収する。

オ メーター口径を減径した場合は、分担金の差額は還付しない。

## 5 設計審査手数料・工事検査手数料

設計審査手数料として1件につき500円、工事検査手数料として1件につき1,000円を徴収する。

### (1) 計算方法

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| ア 直圧給水の場合                | 1戸を1件 |
| ※親メーターがある場合は戸数としてカウントする。 |       |
| イ 集合住宅等で受水槽を設置している場合     | 全体を1件 |

## 6 配水管の布設

### (1) 公道に配水管がない場合

配水管未布設地からの申込みの場合、配水管の布設に要する工事負担金は全額給水装置設置者の負担となる。

ただし、自己の居住する住居を建設する場合、又は未給水の既存建物に居住する者が配水管を布設する場合、次の負担金となる。

ここでいう公道とは、国道、県道、市道(認定道路)等の道路をいう。

#### ア 工事負担金

春日井市水道工事負担金規程による。

#### イ 施工方法

(ア) 工事の設計・施工は市が行う。

給水装置設置者からの負担金納付確認後施工する。

(イ) 申込みから布設工事まで、相当の期間が必要。

#### ウ 施工区分

別添施工区分図6-1のとおり。

### (2) 開発行為の場合

ア 開発地内の道路が市道に認定される場合、市が設計施工を行い、しゅん工後、配水管の維持管理をする。

工事負担金は、開発行為者全額負担となる。

イ 開発地内の道路が市道に認定されない場合、通常の分水工事扱いとなり、指定工事事業者と開発行為者(設置者)との工事契約で私有管扱いとなるの

で、市は、配水管の維持管理を行わない。

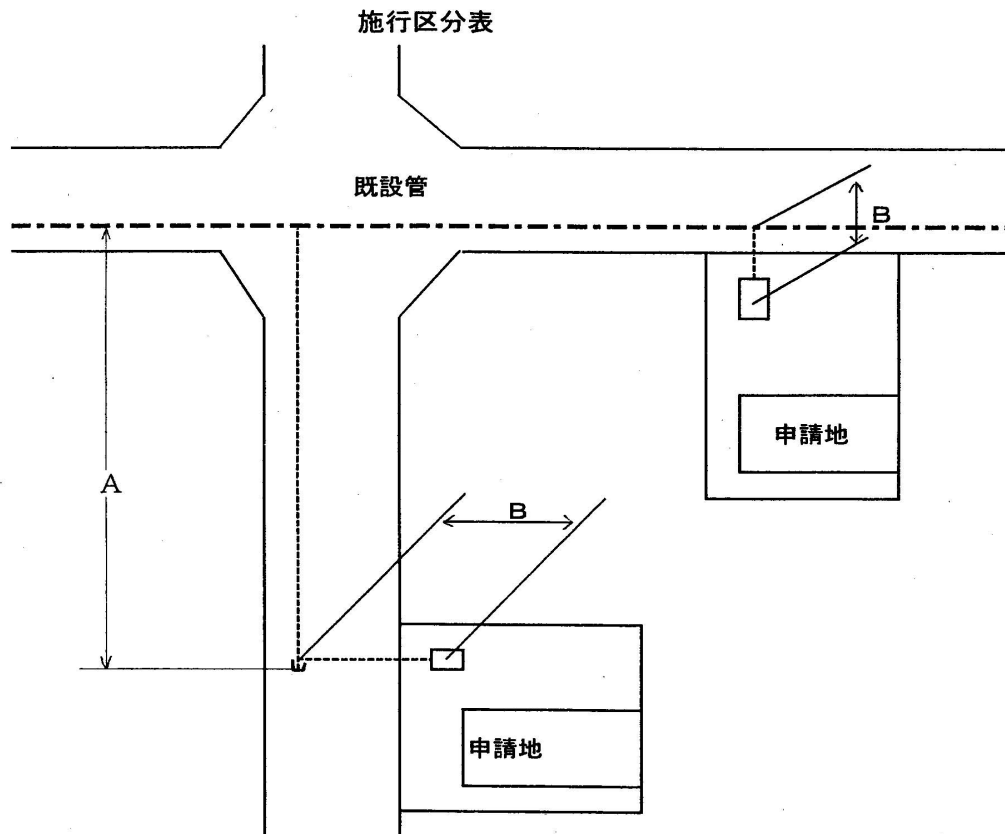


図6-1 施行区分

A 新設管（公道縦断布設）

市が設計し、申込者から工事負担金（工事費等）が納付されてから工事発注を行う。

B 分水工事

申込者（給水装置設置者）と指定工事事業者との工事契約となり、市は工事費については関与しない。

7 中高層建物直結給水申込手続

中高層建物直結給水施行基準を参照。

8 給水装置工事の取り下げ

給水装置工事の取り下げようとするときは、直ちに給水装置工事申込取下げ書（第2号様式）により市長に届け出なければならない。

9 給水装置工事着手許可通知書

給水装置工事申込申請をし、市長の設計審査を受けその設計が承認されると給水装置工事着手許可通知書が交付される。

10 工事着手届

給水装置工事を施工するときは工事着手前に給水装置工事着手届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

11 しゅん工届、工事検査

給水装置工事が完了した時、遅滞なくしゅん工届を提出し市長の工事検査を受けなければならない。

12 集合住宅の管理区分及び検針

検針方法により一括検針と各戸検針があり、各戸検針には遠隔式と普通式とがある。

(1) 集合住宅における管理区分及び費用負担

集合住宅における管理区分及び費用負担は表6-1による。

なお、(親)メーターφ40mmまでは直読式メーターとなるが、φ50mm以上は遠隔式メーターとなる。(メーターは市貸与品)

(2) 集合住宅における一括検針と各戸検針

集合住宅における一括検針と各戸検針との比較は、表6-2となる。

(3) 受水槽の管理区分

受水槽の管理区分は図6-5となる。

表6-1 管理区分及び費用負担

	管理区分		費用負担（新設、口径及び位置変更）		費用負担（修繕）		費用負担（検満）	
	市	所有者	市	所有者	市	所有者	市	所有者
引込給水管	○			○	○			

	第一止水栓	○			○	○			
	メーターボックス		○		○		○		
	屋内給水管		○		○		○		
親 メ ー タ ー φ 50 mm 以 上	遠隔発信器付 水道メーター	○		○		○		○	
	発信器 ケーブル	○		○		○		○	
	遠隔用配管		○		○		○		
	遠隔受信器	○		○		○		○	
	遠隔器ポール		○		○		○		

- ・ 該当する欄に○を付してある方の管理・負担である。
- ・ 事故等による場合は原因者負担とする。
- ・ ケーブルは、10m以内とする。

表 6—2 検針方式による比較表

検針方式	一括検針 (図6-2)	各戸検針 (図6-3、4)	
方式	—	遠隔式	普通式
料金徴収	一括徴収	各戸徴収	
契約締結必要の有無	—	有	
親メーター	市	市	市
各戸メーター	—	住宅管理者 (所有者)	市
メーター交換8年毎	市	住宅管理者 (所有者)	市
分担金	各戸の口径、個数	メーター口径、個数	
集中検針盤	—	所有者管理 (16年毎交換)	—
親メーター設置有無	有	有	

一括検針方式

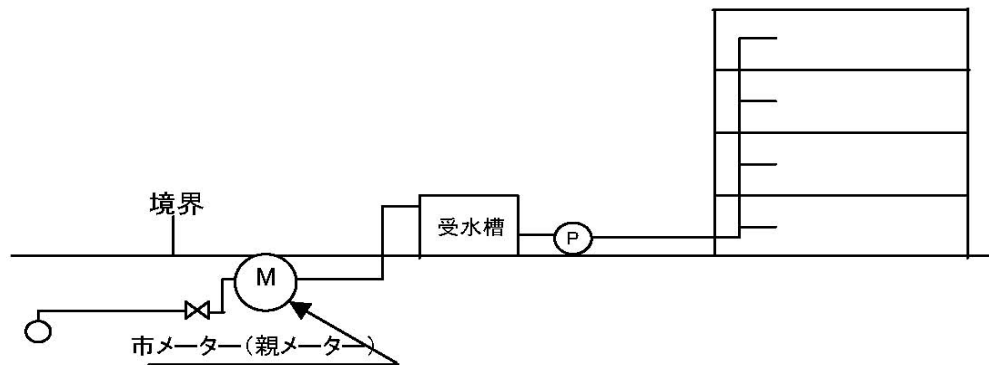


図 6 - 2

各戸検針(遠隔方式)

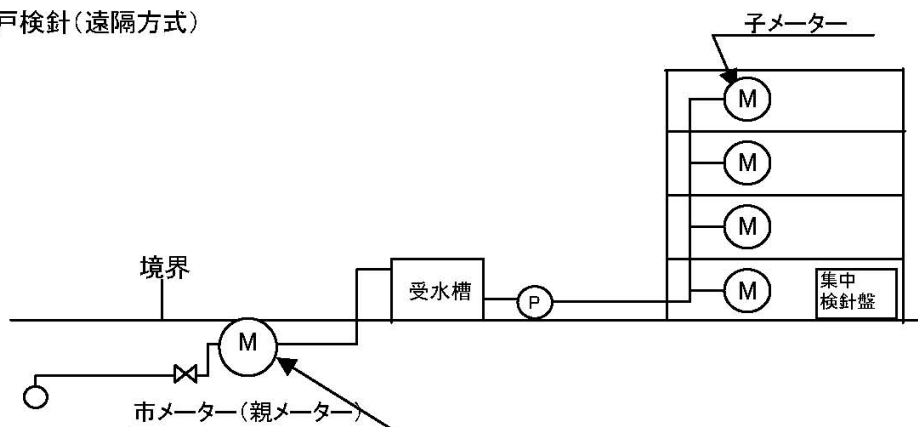


図 6 - 3

各戸検針(普通方式)

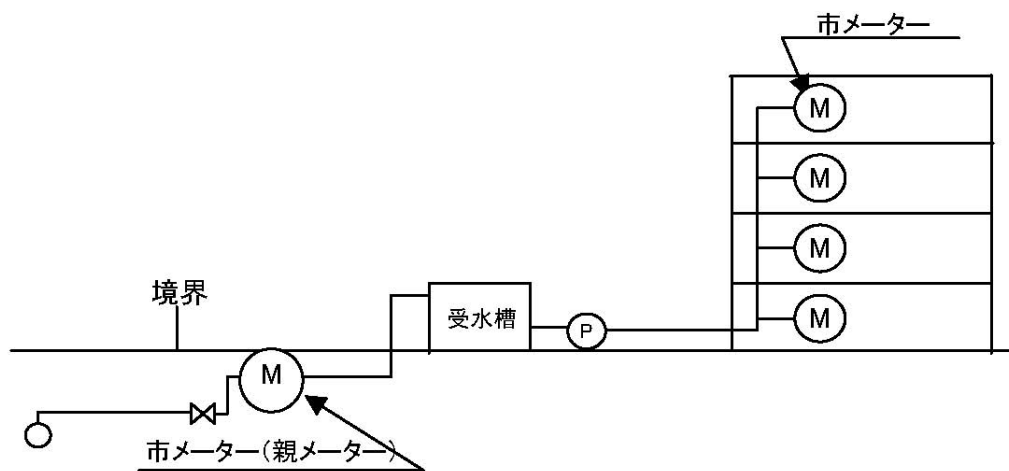


図 6 - 4

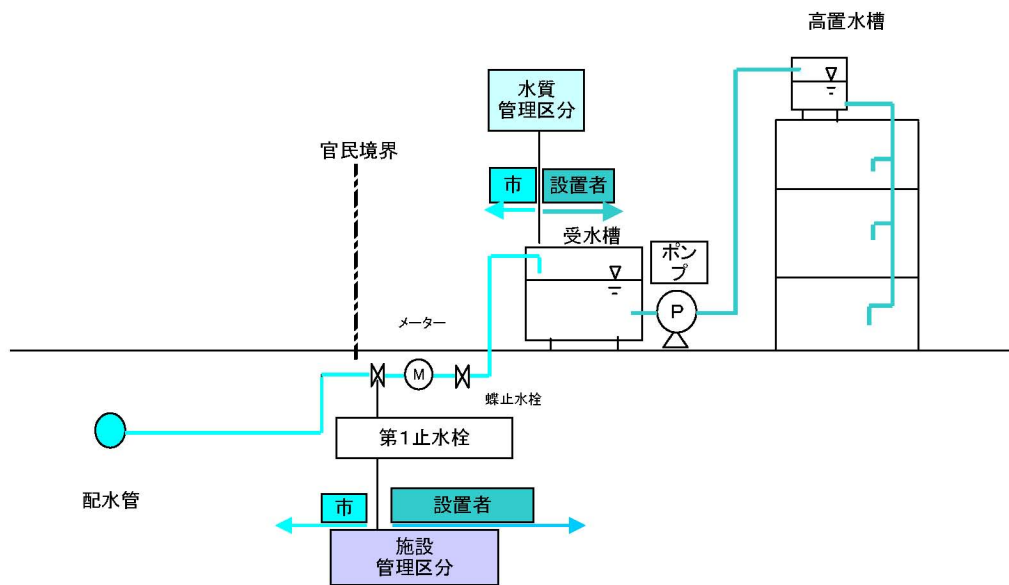


図 6 - 5 受水槽の管理区分



### 1.3 水道直結式スプリンクラーの設備について

#### (1) 協議

給水装置所有者又は、設置しようとする者からの依頼により指定工事業者が、水道直結式スプリンクラーを設置しようとするときは、消防設備士と十分な打ち合わせを行わなければならない。また、必要に応じて所管消防署等と打ち合わせを行う。

#### (2) 申請

水道直結式スプリンクラーを設置しようとする者は、給水装置工事申込書に承諾書を添付して提出すること。

#### (3) 設置条件等

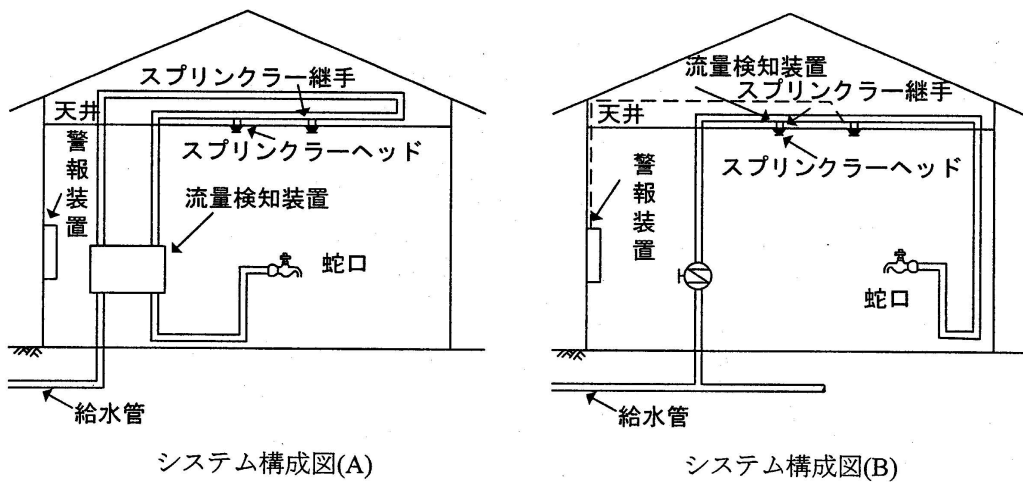
- (ア) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- (イ) 特定施設等に水道直結式スプリンクラー設備にあつては、ヘッド各栓の放水量は150/分（火災予防上支障が認められる場合にあつては300/分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個同時に開放する場合を想定し設計する際、合計の放水量は600（1200）/分以上を確保すること。
- (ウ) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあつては、他の給水用具（水栓等）を開栓した状態での使用を想定すること。
- (エ) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (オ) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
- (カ) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。
- (キ) スプリンクラーヘッドは精密器具なので、取扱いには十分注意すること。
- (ク) スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用のスプリンクラー継手を使用すること。
- (ケ) スプリンクラー設備の配管は、当該器具の所用水量を確保できる能力をもち、耐火性に富んだ材質（銅管・ステンレス管等給湯配管に準ずる。）のものを使用すること。
- (コ) 手動放水停止弁・点検スイッチを内蔵している流水検知装置は、日常、手の届く場所に設置すること。
- (サ) 指定工事業者はスプリンクラーの施工については、製造メーカー及び消防設備士の指導のもとに実施すること。

(シ) スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。

(参考)

### 1. 住宅用スプリンクラーの構造

住宅用スプリンクラーは図-1のように取り付けられ、住宅用スプリンクラーヘッドとスプリンクラー継手、及び流水検知装置で構成されている。



システム構成図(A)

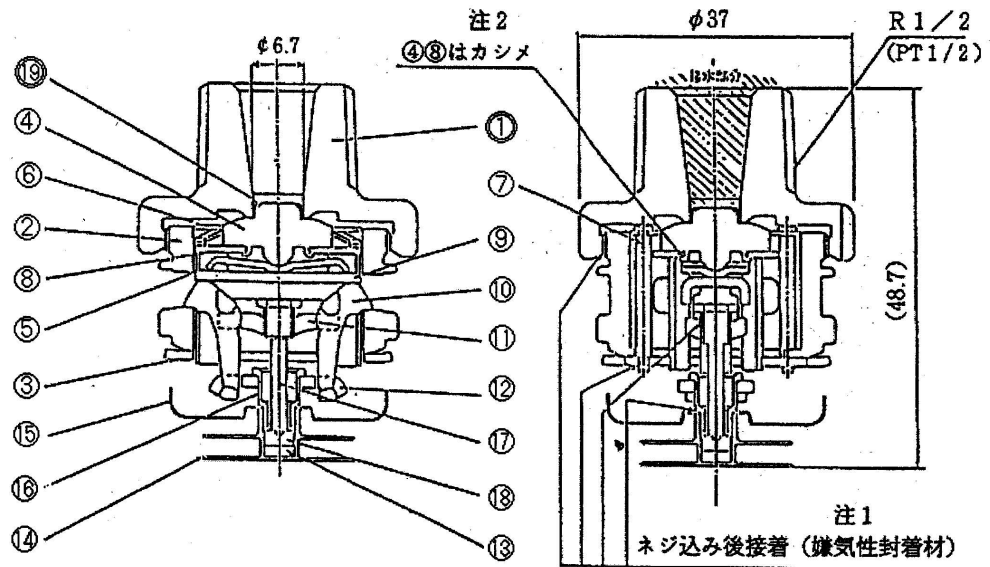
システム構成図(B)

図-1 住宅用スプリンクラーの構造

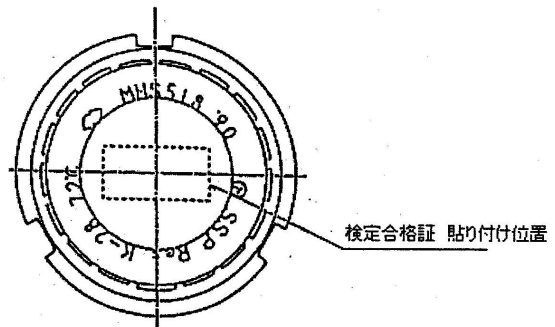
### 2. 住宅用スプリンクラーヘッドの作動原理

火災が発生し、スプリンクラーヘッド周囲が一定温度(約 72°C)に上昇すると感熱材(半田)が熔融し、ピストンが下がり、アームが支持盤から外れる。デフレクターコーン部が水圧によって押し下げられ、リンク部・感熱盤が分離し、難脱された本体ノズルより出た水がデフレクターにあたり均一な散水を行う。

住宅用スプリンクラーは、一般住宅の完全消火を目的としたものではなく、火災が出来るだけ小さいうちに散水を開始して火災拡大を防止(火災抑制)し、消防隊の救助・消防活動が開始されるまでの手段として使用されるものである。なお、スプリンクラーヘッドは再使用できない構造となっている。



No.	名称	1
①	本体	1
2	フレーム	1
3	デフレクター	1
4	コーン	1
5	板バネ	1
6	ストッパーリング	1
7	ガイドロッド	3
8	アームガイド	1
9	バランスー	1
10	アーム	2
11	リンク押さえ板	1
12	アーム支持板	1
13	コンプレッション半田	1
14	感熱板	1
15	カバー	1
16	ピストンガイド	1
17	ピストンA	1
18	ピストンB	1
⑱	ガスケット	1



スプリンクラーヘッド構造図

### 3. 住宅用スプリンクラーの特性

#### 1) 標準必要圧力・流量(参考値)

標準必要圧力 0.098MPa(1.0kgf/c m<sup>2</sup>)以上

標準流量約 28~302/min

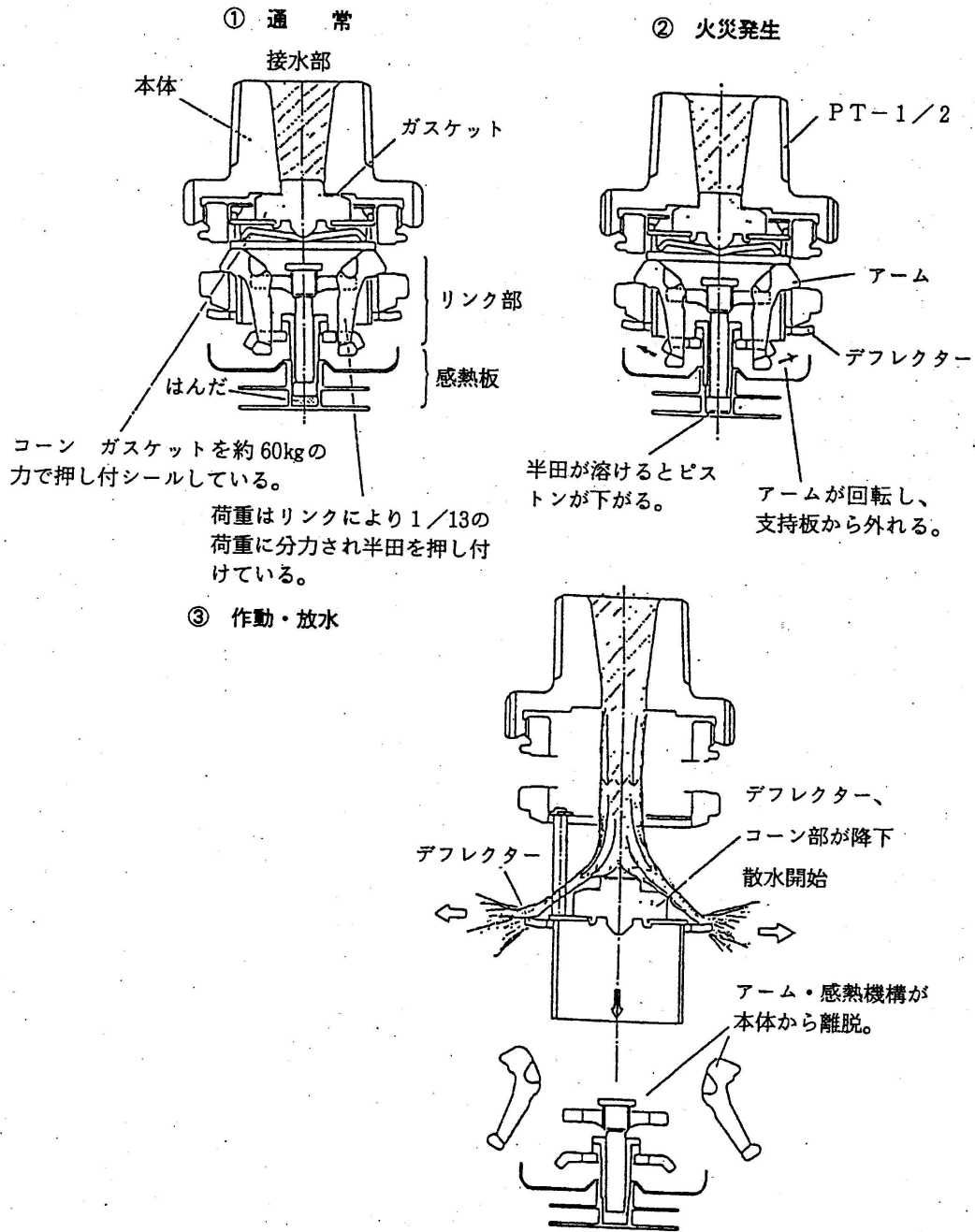
#### 2) 有効防護面積

13 m<sup>2</sup>以下(3.6m×3.6m、8 畳相当)

#### 3) 設置時の注意事項

- (1) 床面から取付け面までの高さは4m以下とする。

- (2) 照明器具・梁等がある場合は、散水障害及び熱感知上支障のないように設置する。
- (3) ヘッドの配置は、基本的に半径 2.5m の円で室内を包含できるように配置する。
- (4) 同一室内に複数のヘッドを設置する場合は、他のヘッドの熱感知及び放水の支障にならないよう、相互の間隔を 2m 以上とること。



年 月 日

## スプリンクラー設置承諾書

(宛先)  
春日井市長

設置場所

お客様番号

設置者

住 所

氏 名

スプリンクラーの設置にあたり、次の条件を承諾します。

- 1 災害や事故、工事等に伴う断水や水圧低下によりスプリンクラー設備の性能が発揮されない状況が生じても、上下水道部に責任がないこと
- 2 スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の無作動については上下水道部に責任がないこと。
- 3 スプリンクラー設備が設置された部屋を賃貸する場合には、本記載の条件を借家人等に熟知させること。
- 4 本施設の所有者を変更するときは、本記載事項について譲受人に熟知させること。

#### 1.4 図面作成

図面は、給水する家屋などへの給水管の布設状況などを図示するものであり、維持管理の技術的な基礎的資料として使用するもので、作図に際しては、誰にも容易に理解し得るよう表現することが必要であり、以下の項目を熟知して作成すること。

##### (1) 記入方法

図面に使用する表示記号は、表6-3、図6-6を標準とする。

〔記入例〕 (管種) (口径) (延長)

H I V P    φ 2 5    - 2. 5

表6-3 給水管の管種記号

管 種	表示記号	単位	管 種	表示記号	単位
硬質塩化ビニル ライニング鋼管	SGP-VA	mm	架橋 ポリエチレン管	XPEP	mm
耐熱性硬質塩化ビニル ライニング鋼管	SGP-HVA	mm	ポリブデン管	PBP	mm
ポリエチレン粉体 ライニング鋼管	SGP-PA	mm	ダクタイル鋳鉄管	DIP	mm
塗履装鋼管	STWP	mm	鋳鉄管	CIP	mm
ステンレス鋼管	SSP	mm	鉛管	LP	mm
銅管	CP	mm	亜鉛めっき鋼管	GP	mm
硬質塩化ビニル管	VP	mm	ポリエチレン 複合鉛管	PEPB	mm
耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	HIVP	mm	石綿セメント管	ACP	mm
ポリエチレン二層	PP	mm	配水用 ポリエチレン管	PEP	mm

弁、栓類その他

名称	逆止弁	青銅仕切弁	分水止	蝶止水栓等	甲止水栓	サヤ管
表示記号						

名称	管の交差	ヘッダー	ポンプ	受水槽	高置水槽	吸排気弁
表示記号						

名称	口径変更	立上り、立下り	ストップ弁	ゲート弁	盗水防止型止水栓
表示記号					

名称	サブメーター	メーターユニット	メーター
表示記号			

給水栓等

平面図

名称	給水栓類	混合水栓	特殊器具	水栓柱
表示記号				

立面図

名称	給水栓類	ボールタップ	シャワーヘッド	フラッシュバルブ
表示記号				

名称	特殊器具
表示記号	

図 6 - 6 図式記号

(2) 工事別の表示方法

ア 線

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| ① 設計図：黒                | しゅん工：赤        |
| ② 配水管                  | ----- 一点鎖線    |
| ③ 給水管（新設）              | ————— 実線      |
| ④ 給水管（既設）              | ..... 点線      |
| ⑤ 撤去（廃止）黒色（既設配管）を斜線で消す | //////// 斜線は赤 |

イ 太さ

- ① 配水管(太)
- ② 給水管(中)
- ③ 引出線(細)
- ④ 区別してわかりやすく記入すること)

(3) 図面の種類

給水装置工事の計画、施工に際しては、ア. 付近見取図、イ. 平面図及びウ. 展開図を作成すること。

また、必要に応じてエ～カの図面を作成すること。

ア 付近見取図

住宅地図又は都市計画基本図に、道路及び隣地との位置関係を示該当地（給水申込みの土地）を図示したもの

イ 平面図

道路・建築平面図・給水装置及び配水管の位置を図示したもの

ウ 展開図

給水管の配管状況等を立体的に図示したもの

エ 詳細図

平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの

オ 立面図

建物や給水管の配管状況を図示したもの

カ その他

その他市長が必要と認める図面

(4) 文字

ア 文字は明確に書き、漢字は楷書とする。

イ 文字は左横書きとする。

(5) 縮尺

ア 平面図は、縮尺1/100～1/500の範囲で適宜作成すること。

イ 縮尺は図面ごとに記入すること。



(6) 単位

- ア 給水管及び配水管の口径の単位はmmとし、 $\phi$  \*\* ( $\phi$  13、 $\phi$  20等) で表示する。
- イ 給水管の延長の単位は、「m」とし、単位記号はつけない。なお、延長は少数第1位(少数第2位を四捨五入)とする。

(7) 作図

ア 方位

作図にあたっては必ず方位を記入し、北を上とすることを原則とする。

イ 付近見取図及び土地の公図又は整理図(S=1/500又は1/600)

住宅地図又は都市計画基本図及び土地の公図又は整理図に、道路及び利隣地との位置関係を示し、該当地(給水申込みの土地)を朱色で囲み配水管からの取り出し位置を赤色で記入すること。

また、方位及び縮尺を記入すること。

ウ 平面図

平面図には、次の内容を記入すること。

(ア) 給水栓等給水用具の取付け位置

(イ) 配水管からの分岐位置のオフセット(2点から測定)

分水工事を行った場合、オフセット図上に取出し配水管の深さ(H)及び出幅(W)単位mで記入すること。

(ウ) 布設する管種、口径、延長及び位置

(エ) 公私有地、隣接敷地の境界線

(オ) 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径

(カ) 道路の種別(舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区別)

(キ) 階数が2階以上の場合は、すべての階数を記入すること。

(ク) 設計は鉛筆(コピー等の場合は仮付け)で記入し、完了は赤インク又は赤ボールペンで記入すること。

(ア) 平面図で表示できない部分は、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

エ 立面図

立面図は平面で表現することのできない建物や配管等を図示すること。

オ 展開図

展開図は平面で表現することができない配管状況を立体的に表示するもので、次の内容を記入すること。

(ア) 縮尺はこだわらなくてもよいが、みやすくすること。

(イ) 施工する管の管種、口径及び延長を記入すること。

(ウ) 基線は配水管又は給水管とし、これらが東西方向の場合は水平に、

南北方向の場合は水平より45度傾斜させる。なお、斜め方向の場合は前述のいずれか近いものに当てはめること。

- (エ) 給水管の取出し角度は、基線に対して45度とする。なお、取出し方向は平面図との関連に留意し、逆に図示しないこと。
- (オ) 管路の交差部分（平面交差）は、図示記号で図示すること。
- (カ) 湯水混合水栓類及び直結器具は、略称を記入すること。
- (キ) 受水槽式給水の場合の図面は、直結直圧式給水部分（受水槽まで）と受水槽以降に分けること。